



第7回ふれあい人権講座  
「部落差別はなぜ残ったのか」

部落史研究家

新井 宏則さん

一般に「解放令」と言われている言葉は歴史上には存在しない。明治4年に太政官布告が出されているが、賤民の身分を廃止し身分や職業を平民と同じとする、と書かれており、「解放」という文言はない。最近では「賤民廃止令」と呼ばれることが多い。身分制廃止について評価はあるが、差別解消のための具体的な施策が伴っておらず、一方で、戸籍に入れ、これまで免税だった宅地に税金を賦課する旨が書かれており、徴兵の徹底や、税収増が目的にあるとも読める。職業の制限がなくなつたことで、それまで死牛馬処理等、特定の仕事を強いられた結果として独占的に行っていた産業が一般に開放され、収入が激減することとなり、貧困が始まった。明治期を明るく開放



的に、江戸時代を封建的で暗いイメージで捉えている方が多いが、江戸期の方が被差別部落は豊かであったと思われる。明治になって急激な近代化を目指す中で、欧米的でないものを排除する動きも重なり生活困窮と併せて差別が厳しくなった、と言える。大正11年の水平社宣言が「過去半世紀間の種々方法と（中略）運動が」なにも効果をもたらさなかった、としているのも「解放令」によって差別撤廃が進んだ訳ではないことを示している。明治の近代化はアイヌ差別、ハンセン病者の隔離などでも負の歴史を伴っている。鳥取県でも明治大正期の史料には多くの部落差別がみられる。また、差別の原因を、被差別者の責任に転嫁する

ものも多い。

平成28年に「部落差別解消推進法」が施行された。国が部落差別の存在をあらためて認めた意義は大きく、同和教育の必要性が裏付けられた。100年の間に植え付けられた差別意識を払拭し、互いに「違い」を乗り越え、認め合う社会を構築するチャンスだと捉えている。

第9回ふれあい人権講座  
のお知らせ

「子どもの人権」

自分の家庭で暮らせない子どもたち、預かり育てる取り組み

社会福祉法人鳥取子ども学園

里親支援とつとり所長

遠藤 信彦さん

保護者がいない、また、保護者が育てることが適当でないなど、様々な事情で、自分の家庭で暮らせない子どもたちが、日本には約4万5千人います。この子どもたちを、国と各自治体がおおやけの責任で預かり育てる仕組みを「社会的養護」といいます。

この「社会的養護」は、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもをはぐくむ」を理念としています。施設や里親に預けられた子どもたちは、行政が認めた機関、家庭的な雰囲気の中、施設職員や里親の愛情深いまなざしのもと、すくすく育ち力をつけ、自分の家庭が安定すれば、家庭に帰っ

ていきます。または、社会に巣立つて行きます。この取り組みについて詳しく話して頂きます。

日南町同和問題

職場研修会開催のお知らせ

「職場における人権」

パワーハラスメント・セクシャルハラスメント

場所・日時

日南町総合文化センター

多目的ホール

10月30日(水)

①10時～11時30分②13時30分～15時

講師 鳥取県人権文化センター

次長 尾崎真理子さん

11月の人権相談・

行政相談のご案内

日常生活の困りごと、人権問題、行政に関することなど相談に応じております。

相談内容については一切秘密が守られます。無料ですので、どうぞお気軽に相談下さい。

日時 11月8日(金) 9時～12時

場所 子育て支援センター

巡回行政相談

日時 11月10日(日) 9時～12時

場所 石見地域振興センター

お問い合わせ

人権センター内

TEL 82-0076

